

社会福祉施設等における利用者の安全確保及び 非常災害時の体制整備について

資料－3

福祉政策課

1 非常災害対策計画の策定について

- 社会福祉施設等においては、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされている。
- 非常災害対策計画には、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定している。
- 必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるような計画とすること。
- 水害・土砂災害の想定区域に立地していながら、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画を策定していない場合、策定しているものの項目等が不十分である場合には、速やかに改善すること。
- 非常災害計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

【非常災害対策計画の項目例】

- ・ 施設の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法
（「避難準備情報」等の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準
（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所
（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統
（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

2 避難訓練の実施について

- 水害・土砂災害の想定区域に立地している施設においては、火災・地震だけでなく、水害・土砂災害に備えた避難訓練も実施すること。

- 避難訓練にあたっては、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

- 水害・土砂災害の想定区域に立地していながら、これまでに水害・土砂災害に備えた避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施すること。

・ 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について
(厚生労働省 平成28年9月1日発)

1 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること

2 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記1. の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。

3 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。

4 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。

5 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえるような体制の構築に努めること。